

高知県犯罪被害者等の支援に関する指針

中間取りまとめ案



令和2年9月

高 知 県

目次

第1 はじめに	1
第2 指針の性格等	2
1 指針の性格	2
2 指針の検証	2
3 指針の変更	2
第3 基本方針	3
1 基本方針	3
(1) 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう	3
(2) 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために	3
2 重点課題	4
3 支援施策の体系	5
第4 推進体制等	7
1 関係機関との支援連携	7
2 市町村との連携、協力の推進	8
第5 重点課題に係わる具体的施策	9
1 犯罪被害者等が安心して暮らせるように	9
(1) 相談窓口の設置、情報の提供等（第10条）	9
ア 相談及び情報の提供等	9
イ 学校における相談体制及び情報提供の充実等	12
ウ 医療機関等の連携・協力及び情報提供の充実等	12
エ 警察における相談体制及び情報提供の充実等	13
(2) 経済的負担の軽減（第11条）	15
ア 犯罪被害者等が受けられる経済的支援制度の情報提供等	15
イ 犯罪被害給付制度の運用	16
ウ 公費負担制度の活用	16
エ 犯罪被害者等への経済的支援制度	17
オ 市町村と連携した経済的負担の軽減	18
(3) 日常生活の支援（第12条）	19
ア 直接的支援	19
(4) 心身に受けた影響からの回復（第13条）	20
ア 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	20
イ 教育現場における支援、相談体制の充実等	21
ウ 警察による支援及び情報提供等	22

(5) 安全の確保（第14条）	24
ア 安全の確保	24
イ 児童虐待の防止・早期発見のための体制整備等	24
ウ 警察における再被害防止措置の推進	25
エ 警察における保護対策の推進	25
オ 犯罪被害者等に関する情報の保護	25
カ ストーカー事案への適切な対応	25
(6) 居住の安定（第15条）	26
ア 居住の確保	26
(7) 雇用の安定等（第16条）	28
ア 事業主等の理解の増進等	28
イ 雇用の安定	29
2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために	30
(1) 県民の理解の増進（第17条）	30
ア 犯罪被害者等支援施策に関する広報の実施	30
イ 犯罪被害者週間等の集中した広報・啓発事業	31
ウ 教育現場における人権教育の実施	31
エ 個人情報に配慮した情報提供	32
オ 二次被害の防止の促進	33
(2) 人材の育成（第18条）	34
ア 関係団体に対する研修の充実等	34
イ 職員等に対する研修の充実等	35
ウ 指定被害者支援要員制度の活用	35
エ 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	36
(3) 民間支援団体に対する支援（第19条）	36
ア 民間支援団体に対する支援の充実	36
参考資料	38
1 県内で受けられる主な給付制度・貸付制度	38
条例等	48

第1　はじめに

誰もが犯罪等の被害に遭う可能性があり、その被害は心身への直接的な被害だけでなく、長期間にわたる精神的、経済的苦痛など、多くの被害を受けるため、犯罪被害者等の支援に関する施策を講じることにより、その権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現が求められています。

国においては、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に平成16年12月に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）が制定され、犯罪被害者等に対する支援等に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。さらに、平成17年12月には施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等基本計画が策定されました。その後、平成23年3月に第2次犯罪被害者等基本計画、平成28年3月に第3次犯罪被害者等基本計画が策定され、施策が進められています。

高知県でも、犯罪被害者等の支援に関し、基本法などに基づき関係機関と連携しながら犯罪被害者とそのご家族、ご遺族への支援に取り組んできました。しかしながら、被害者支援に関する情報不足などから十分な支援が受けられず更に困難な状況に追い込まれてしまったり、周囲の無理解による配慮に欠けた対応によって二次被害にも苦しめられている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、県、市町村、民間支援団体などの関係機関が一層の連携を図り、必要な支援を被害直後から途切れることなく行うことができる体制を構築し、犯罪被害者等を支えることにより、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、令和2年4月に高知県犯罪被害者等支援条例（以下「県条例」という。）が施行されました。

県では、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、高知県犯罪被害者等の支援に関する指針（以下「指針」という。）を策定し、犯罪被害者等の支援に関する施策（以下「支援施策」という。）を総合的かつ計画的に推進していくこととしました。

用語の定義（県条例第2条から抜粋）

（1） 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

（2） 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

第2 指針の性格等

1 指針の性格

この指針は、県条例第21条第1項に基づき、高知県として犯罪被害者等に対する支援の基本的な考え方や適切な支援を実施するための施策の方向性と総合的な体系を示すとともに、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

また、平成27年9月に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12年（2030年）を年限とする「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals。略称SDGs）が設定されたことから、本指針は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現というSDGsの理念に則り、17あるゴールのうち「16 平和と公正をすべての人に」及び「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を見据えたものとします。



2 指針の検証

支援施策の実施状況等は、県条例に基づき高知県犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）において検証するとともに、適宜公表するものとし、支援施策の改善を図っていきます。

3 指針の変更

県は、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化や、国の第4次犯罪被害者等基本計画に基づく施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて指針の見直しを行うものとし、指針の変更に当たっては、推進会議の意見を聴くなどの適切な措置をとることとします。

第3 基本方針

1 基本方針

県条例第3条の基本理念に基づき、「犯罪の被害に遭われた方々に必要な支援を被害直後から途切れることなく提供することができる体制を構築し支えることで、誰もが安心して暮らすことができる地域社会をつくる」ために、次の二つの基本方針を設定します。

(1) 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう

犯罪等による心身への直接的被害だけでなく、再び被害を受けるのでないかという不安や恐怖、長期間に渡る精神的・経済的苦痛、困難となる日常生活の維持、周囲の無理解による二次被害など、犯罪被害者等が抱える問題は深刻かつ多様です。

県は、犯罪被害者等の支援の充実に向け、医療、福祉、雇用、居住、教育など様々な分野での施策を総合的に策定するとともに、こうした問題の多様性と深刻性を踏まえ、これらの施策や制度を柔軟に活用し、国、市町村、民間支援団体及び関係機関等と連携して支援に取り組んでいきます。

また、支援施策のより効果的な活用を促すため、様々な相談機関において、支援施策に関する必要な情報を犯罪被害者等に提供していくとともに、相談機能の強化を図っていきます。

(2) 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

犯罪被害者等が、再びそれぞれの平穏な暮らしを取り戻せるように配慮していくことは、社会全体として取り組むべき課題です。県民一人ひとりが犯罪被害者等への無理解や偏見による二次被害をなくし、犯罪被害者等の視点に立った支援を社会全体で実施していくことが必要であり、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを着実に推進していくことが重要です。

県では、県民の理解の増進のための広報・啓発や教育の充実を図るとともに、犯罪被害者等を支援する人材の育成及びその拠点となる民間支援団体への支援に取り組んでいきます。

2 重点課題

二つの基本方針の下、県条例で定められた基本的な施策に基づき、次のもとより 10 の重点課題を設け、支援施策を総合的かつ体系的に推進します。

- (1) 相談窓口の設置、情報の提供等
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 日常生活の支援
- (4) 心身に受けた影響からの回復
- (5) 安全の確保
- (6) 居住の安定
- (7) 雇用の安定等
- (8) 県民の理解の増進
- (9) 人材の育成
- (10) 民間支援団体に対する支援

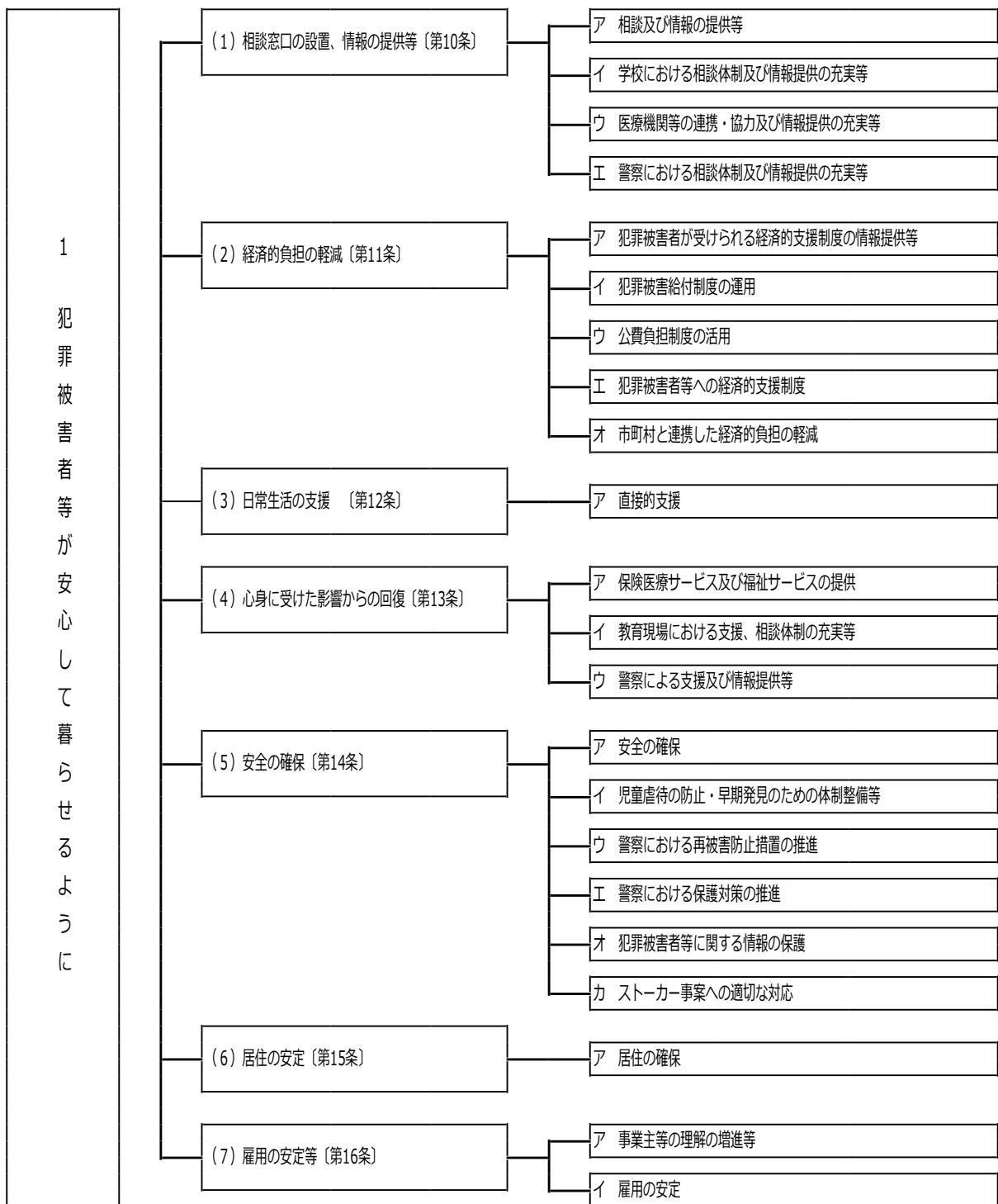
3 支援施策の体系

指針の具体的施策は、二つの基本方針と10の重点課題の下、次のような体系とします。

【基本方針】

【重点課題】

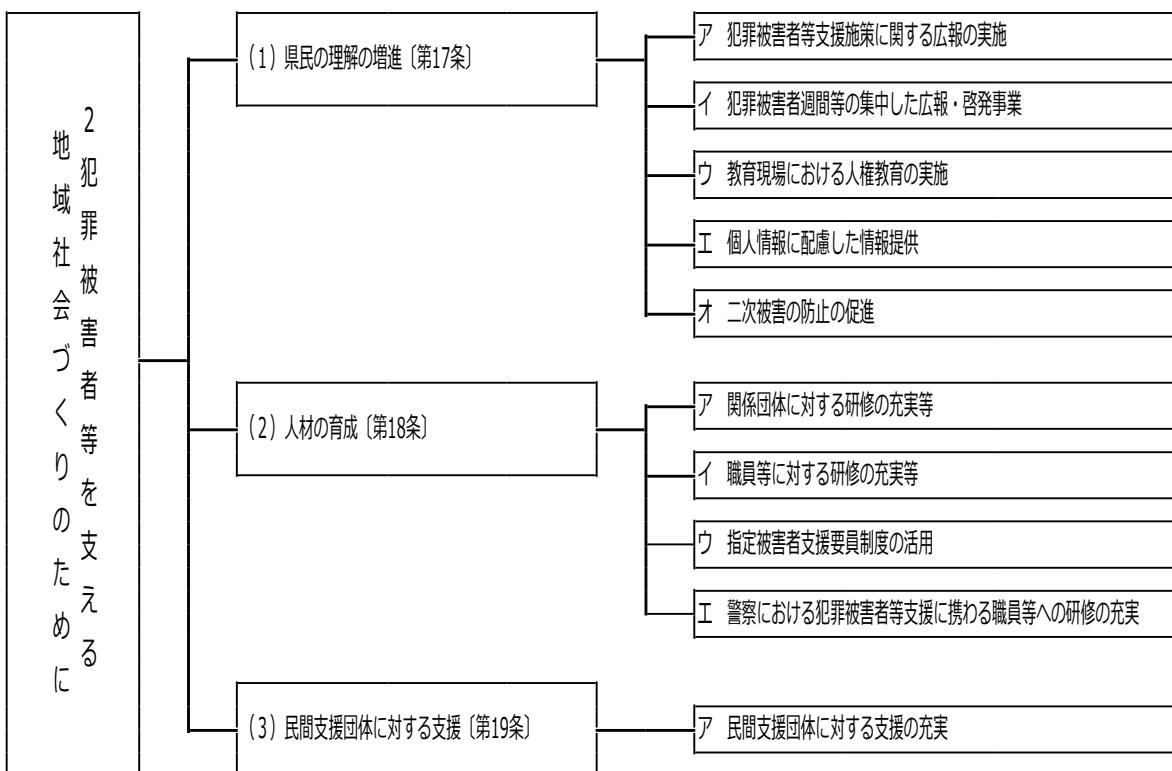
【具体的施策】



【基本方針】

【重点課題】

【具体的施策】

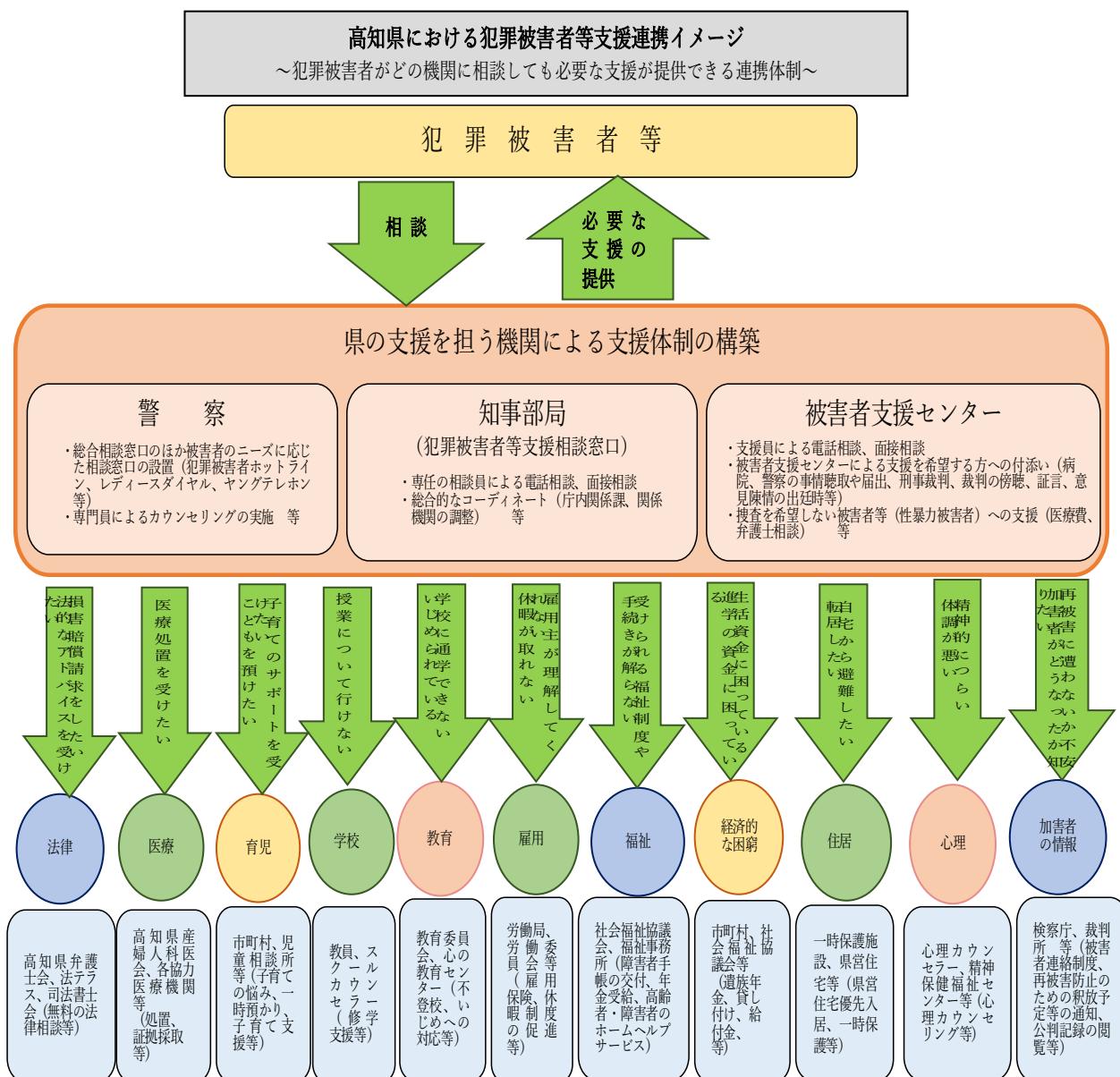


第4 推進体制等

1 関係機関との支援連携

県条例第20条の規定に基づき、国、市町村、民間支援団体その他の関係機関と連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するためには、関係機関との情報共有や支援強化に向けた体制の整備が必要です。

このため、従来の連携体制に加えて、犯罪被害者等に必要な支援を途切れることなく、またそのニーズに合った支援を提供していくよう、支援体制を構築するとともに、関係機関が連携協力できるよう調整会議を開催し、県全体で犯罪被害者等支援施策が推進されるよう努めます。



2 市町村との連携、協力の推進

犯罪被害者等が平穏な暮らしを取り戻すためには、医療、保険、福祉等の生活に密着したサービスを提供する市町村の果たす役割が大きいため、市町村犯罪被害者等支援担当課長会等を通じた、市町村の犯罪被害者等支援推進に役立つ情報提供、意見交換等を行い、犯罪被害者等支援が県内全域で取り組まれるよう、県、市町村の連携、協力を推進します。

第5 重点課題に係わる具体的施策

1 犯罪被害者等が安心して暮らせるように

(1) 相談窓口の設置、情報の提供等（第10条）

○現状と課題

犯罪被害者等は、被害直後のパニック状態の中、何をして良いか分らない状態に陥りやすく、多肢にわたる行政を始めとした関係機関・団体の相談窓口を知ることもできずに必要な支援を受けられないなどの不利益を被る場合があります。

犯罪被害者等が、安心して暮らすことができるようになるために、犯罪被害者等が望む場所で、必要なときにいつでも、情報の入手や相談ができ、必要な支援を受けられる必要があります。

○施策の方向性

犯罪被害者等が1日も早く安心して暮らせるようになるためには、被害直後の早い段階からのきめの細かい、寄り添った相談を受ける体制が必要です。

被害の状況に応じた各分野の相談体制の充実と関係機関の密接な連携を進めていき、途切れることのない支援体制の充実を図ります。

令和2年4月からは県民生活・男女共同参画課に犯罪被害者等支援相談窓口を設置し、支援の調整を図っています。

ア 相談及び情報の提供等

(ア) 犯罪被害者等支援相談窓口及び総合的対応窓口

犯罪被害者等の支援を効果的に行うために県に相談窓口を設置し、専任の相談員が犯罪等の被害に関する相談を受け、個々の相談内容に応じた必要な情報を提供し、関係機関との調整やコーディネートなど総合的な被害者支援に取り組みます。また、県内各市町村に設置されている総合的な対応窓口の担当部局・連絡先を県のホームページに掲載するなど情報提供に努めます。あわせて、相談窓口の職員向けに作成した「犯罪被害者等支援ハンドブック」について、被害者の実状も踏まえ定期的に更新し、市町村や関係機関に配布して相談対応の充実を図ります。

【県民生活・男女共同参画課】

(イ) 民間支援団体における相談対応等

犯罪被害者等に係る電話・面接相談、広報啓発活動に関する業務を「こうち被害者支援センター」に委託するとともに、「犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度」に基づき、同センターと連携して途切れのない支援を行います。

【警察】

「性暴力被害者サポートセンターこうち」のワンストップ支援事業を支援し、犯罪被害者等に対して電話・面接相談、付き添い支援、情報提供等のきめの細かい支援を被害直後から行うことができるよう努めます。

【県民生活・男女共同参画課】

(ウ) 交通事故相談窓口

交通事故の被害者等からの相談に応じ、保険請求や損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、刑事手続等の相談があった場合、警察、検察、法テラス等の支援活動を案内します。

【県民生活・男女共同参画課】

(エ) 消費生活センター

消費者利益の擁護を図るとともに、悪質商法や不当な取引行為による消費者被害の救済を図るために、専門的な知識を有する相談員が必要な助言等を行います。

【県民生活・男女共同参画課】

(オ) 女性相談支援センター

様々な悩みを持つ女性や、配偶者等からの暴力（DV）被害の相談を受けて必要な助言等を行います。また、関係機関と連携し、緊急時についても適正かつ効果的な一時保護に努めます。さらに、自立した生活につながるよう、関係機関と連携し支援を行うとともに同伴児に対しては、就学支援を行うなど、支援の充実に努めます。

【県民生活・男女共同参画課】

(カ) こうち男女共同参画センター「ソーレ」

女性一般相談、女性専門相談（法律、心理）、男性悩み相談の各窓口で

様々な相談に応じます。潜在的なDV相談者の早期発見に努めます。

【県民生活・男女共同参画課】

(キ) 人権啓発センター

人権に関する相談窓口として必要な助言を行うとともに、専門相談機関等への確に引き継ぐよう連携を図ります。また、犯罪被害者等の人権について、啓発や研修を行います。

【人権課】

(ク) 児童相談所

子どもに関する相談支援を適切に対応できるよう、児童相談所職員の専門性の強化を図ります。また、市町村による児童家庭相談対応への支援や市町村間の連絡調整、情報提供等の援助を行うなど、市町村の相談体制の充実を図ります。

夜間・休日の電話相談員を配置し、24時間365日の相談対応を行います。

【児童家庭課】

(ケ) ひとり親家庭等就業・自立支援センター

ひとり親の支援制度、手当や助成金、子どもの学費等に対する貸付制度、親権や養育費などさまざまな相談等の対応を行います。また、役所等で様々な手続きを行うに当たっての同行支援も行います。

【児童家庭課】

(コ) 高知県外国人生活相談センター

高知に住む外国人の方の生活相談に多言語（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語等）で対応します。

【雇用労働政策課】

(サ) 日本司法支援センター（法テラス）との連携と情報提供

日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知に努めます。

【警察・県民生活・男女共同参画課】

イ 学校における相談体制及び情報提供の充実等

(ア) 心の教育センター

犯罪被害者等を含む児童生徒からの相談等を、来所相談や出張相談、電話、メール、LINE（高校生対象）等の相談で、適切に対応します。また、県内全児童生徒を対象に、電話相談カードや、相談チラシを配布し、相談窓口の周知に努めるとともに、教員等への教育相談研修を実施し、相談対応能力の向上を図ります。

教育相談関係機関連絡協議を開催し、支援を必要とする児童生徒への対応等について情報の共有をします。

【心の教育センター】

(イ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者への心理面や福祉面の適切な支援を行うために、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等を拡充し、学校における相談体制の充実に努めます。さらに、教職員と専門スタッフや関係機関との連携強化に努め、支援の充実を図ります。

【人権教育・児童生徒課】

(ウ) いのちの教育プロジェクト

児童生徒を性暴力の当事者（加害者、被害者、傍観者）にしないよう、「性に関する指導の手引き」を活用した命の安全教育を推進していきます。

【保健体育課】

ウ 医療機関等の連携・協力及び情報提供の充実等

(ア) 医療安全支援センター

医療に関する患者等からの相談等に対応する「医療安全センター」について、県のホームページ等で周知に努めます。また、患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関等への情報提供を行います。

【医事薬務課】

(イ) 障害福祉制度についての周知

障害福祉サービスや相談窓口をまとめた冊子「障害福祉のしおり」を作成し、当事者や支援者、関係機関などに配布するとともにしたり、ホ

ームページに障害福祉サービスの制度や関係情報を随時掲載し、制度の周知に努めます。

【障害福祉課、障害保健支援課】

エ 警察における相談体制及び情報提供の充実等

(ア) 警察における相談体制の充実

全国統一の相談専用電話「#9110番」のほか、「レディースダイヤル110番」、少年相談に関する相談窓口等個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図ります。また、犯罪被害者等の住所地や匿名、実名にかかわらず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、高知県被害者支援連絡協力会及び各警察署単位の被害者支援連絡協力会に参画する関係機関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者等がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応を行います。

【警察】

(イ) 刑事手続等に関する情報提供の充実

刑事手続や少年保護事件の手続きのほか、関係機関・団体による犯罪被害者等のための制度等を網羅的に分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成、交付し、犯罪被害者等への早期の提供に努めます。また、外国語版「被害者の手引」について、必要に応じて、その内容の充実、見直しを図りつつ、確実な交付に努めます。

【警察】

(ウ) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

関係機関・団体と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努め、適切な支援活動を実施します。

【警察】

(エ) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

「レディースダイヤル110番」等の相談窓口に関する広報を効果的に実施し、性犯罪被害者が情報を入手する際の利便性の拡大に努めます。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、「性暴力被害者サポー

トセンターこうち」による支援の内容等を十分に説明し、早期に支援を受けることができるよう努めます。

【警察】

(オ) 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備

少年サポートセンターや各警察署の少年係等において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少者である相談者の特性に十分配慮した対応をします。また「ヤングテレホン」等の少年に関する相談窓口の周知に努め、被害少年が相談しやすい環境の充実を図ります。

【警察】

(カ) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

高知県被害者支援連絡協力会及び各警察署単位の被害者支援連絡協力会の設置目的について、各構成員が共有し、関係機関・団体が果たすべき役割を明確にするとともに、研修会や具体的な事例を想定したシミュレーション訓練を実施するなどして事案への対応能力の向上を図ります。また、犯罪被害者等支援に係る機関・団体との連携を強化するとともに、それらの機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等について犯罪被害者等に情報提供を行います。

【警察】

(キ) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

「犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度」を積極的に運用し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めます。

【警察】

(2) 経済的負担の軽減（第11条）

○現状と課題

多大な損害を被った犯罪被害者等が、自ら加害者に損害賠償の請求を行っても、十分な補償を期待できないことがあります。また、犯罪被害者等は、犯罪に遭ったその時点で受ける損害だけでなく、働き手を失ったことによる収入の途絶や長期の療養のための費用負担などによる経済的困窮に苦しむことも少なくありません。

こうした経済的負担は、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復にも悪影響を及ぼし、回復を困難にするばかりではなく、更に悪化させる要因になります。

○施策の方向性

国の経済的支援施策には、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき制定された「犯罪被害給付制度」等があります。

こうした制度に加えて、県では、経済的支援施策の充実を図るため、新たに転居費用の補助制度などを設けるなど、一層の支援の充実に向けて取り組んでいきます。

ア 犯罪被害者等が受けられる経済的支援制度の情報提供等

(ア) 医療保険の円滑な利用

被害者が保険診療を求めた場合、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず、保険給付が行われる旨を国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者への周知に努めます。

【国民健康保険課】

(イ) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度等の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子、パンフレット等の内容を充実させるとともに、これらを県警察本部、各警察署、運転免許センターの窓口等来訪者の目に触れやすい場所に備え付けたり、各種会合の機会や各種広報媒体を活用して、制度の周知を図ります。

【警察】

(ウ) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

暴力追放高知県民センター、高知弁護士会民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者による損害賠償請求に対する支援等の充実に努めます。

【警察】

(エ) 日本司法支援センター（法テラス）との連携と情報提供（再掲）

日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知に努めます。

【警察・県民生活・男女共同参画課】

(オ) 障害者に対する福祉制度・サービス等の周知

障害のある犯罪被害者等に係わる県税の減免手続等について周知を行います。

【税務課】

イ 犯罪被害給付制度の運用

様々な機会や媒体を利用し、犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、適切な教示を行い、事案の内容に即した迅速な裁定に努めます。また、公益財団法人犯罪被害救援基金とも連携し、同基金が行う支援金支給事業による犯罪被害者等の救済に努めます。

【警察】

ウ 公費負担制度の活用

(ア) 性犯罪被害者の医療費公費負担制度

性暴力被害に遭っても警察に相談できない被害者に対して、緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の医療費を公費で負担します。

【県民生活・男女共同参画課】

性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の医療費を公費で負担します。

【警察】

(イ) 精神科医等による診察に係る医療費の公費負担制度

精神科医等による診察に係る医療費を公費で負担します。

【警察】

(ウ) 医療費や司法解剖後の遺体搬送費等に対する公費負担制度

身体犯被害者の診断書料、司法解剖後の遺体搬送費等について公費で負担します。

【警察】

(エ) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

自宅が犯罪行為の現場となった場合等に利用できる緊急避難場所公費負担制度や、ハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度について、積極的な運用に努めます。

【警察】

(オ) 弁護士相談費用の補助

犯罪被害者等が、刑事・民事裁判等について相談できる法律相談支援の周知を図るとともに、資財要件等で相談支援を利用できない人に対してその費用（弁護士相談費用）を補助します。

【県民生活・男女共同参画課】

(カ) カウンセリング費用の公費負担（再掲）

性暴力被害に遭っても警察に相談できない被害者に対して、「性暴力被害者サポートセンターこうち」を通じてカウンセリング費用を公費で負担します。

【県民生活・男女共同参画課】

エ 犯罪被害者等への経済的支援制度

(ア) 転居費用の補助（仮）

犯罪等の被害により、自宅に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等が、新たな住居へ転居するための転居費用を補助します。

【県民生活・男女共同参画課】

(イ) 犯罪被害者等損害賠償請求提訴再提訴費用の補助（仮）

損害賠償請求訴訟の判決が確定したにもかかわらず、加害者による損

害賠償金の支払義務が履行されない場合において、時効成立前の再提訴に要する費用（申立手数料（印紙代））を負担します。

【県民生活・男女共同参画課】

オ 市町村と連携した経済的負担の軽減

(ア) 県と市町村との連携による経済的支援制度の実施（仮）

犯罪被害者等の経済的な負担を軽減するため、市町村が行う経済的支援制度の導入を促進します。

【県民生活・男女共同参画課】

※関係機関における経済的負担の軽減を受けられる制度については、参考資料（○ページ～○ページ）に記載しています。

(3) 日常生活の支援（第12条）

○現状と課題

犯罪被害者等の中には、犯罪等による身体的、精神的被害の治療のための入院や通院、警察への事情聴取等への捜査協力や裁判への出廷、市町村窓口での各種福祉制度の利用申請等の様々な対応が必要であるため、家事、育児、介護等を行うための時間を十分に確保できない人もいます。また、精神的被害が原因で、家事、育児、介護等が手につかない場合も少なくなく、日常生活に支障を来す人もいます。

犯罪被害者等の負担が軽減され、早期に平穏な日常生活を回復することができるよう、犯罪被害者等が直面している問題に応じて、必要な支援が提供される必要があります。

○施策の方向性

犯罪被害者等が、1日も早く安心して暮らすことができるよう、市町村が取り組む家事、育児、介護等に係る情報を提供するとともに、民間支援団体における直接支援の充実に取り組みます。

ア 直接的支援

(ア) 民間支援団体による直接的支援

「性暴力被害者サポートセンターこうち」の支援員が、犯罪被害者等の要望に応じて病院や裁判所等への付き添いを行います。

【県民生活・男女共同参画課】

「犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度」を積極的に運用し、「こうち被害者支援センター」と連携して、裁判・検察庁への付き添い、生活支援等の直接的支援を行います。

【警察】

(イ) 保護施設における一時保護、自立支援、生活支援等

保護施設において、犯罪被害者等の安全の確保や心理カウンセリングを十分に行うとともに、緊急時についても適正かつ効果的な一時保護を実施します。また、犯罪被害者等が一時保護から自立した生活へとつながるよう関係機関と連携をとり、日常生活支援の充実に努めます。

【県民生活・男女共同参画課】

(4) 心身に受けた影響からの回復（第13条）

○現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪等により生命を奪われる、身体を傷つけられる、金銭などを奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるだけでなく、その後も被害のショックで心的外傷後ストレス障害（PTSD）、うつ病、パニック障害などの疾患を来す場合があります。また、身体に被害を受けた犯罪被害者の中には、長期にわたる治療を余儀なくされたり、重篤な後遺症により看護や介護が必要になる場合もあります。

○施策の方向性

犯罪被害者等が心理的外傷や犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようするため、その心身の状況に応じた保健医療及び福祉サービスを医療機関から受けられるよう、必要な情報提供等を行います。

ア 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

（ア）カウンセリング費用の公費負担（再掲）

性暴力被害に遭っても警察に相談できない被害者に対して、「性暴力被害者サポートセンターこうち」を通じてカウンセリング費用を公費で負担します。

【県民生活・男女共同参画課】

（イ）犯罪被害者等に対する心の相談対応

「精神保健福祉センター」において心の健康に関する啓発、相談等を実施します。また、支援者を対象とした研修会等を開催し、情報提供に努めます。

【障害保健支援課】

（ウ）受診情報等の適正な取扱い

犯罪被害者等の受診情報の保護・流出防止に関する医療機関への周知を行います。また、医療機関への立入検査の機会を利用する等、診療録の管理・保存状況を確認し、必要に応じて指導します。

【医事薬務課】

(エ) P T S D 治療可能な医療機関に関する情報提供の推進等

犯罪被害者等に心的外傷後ストレス（P T S D）等の診療ができる医療機関に関する情報を提供します。

【医事薬務課】

(オ) 高次脳機能障害者への支援

地域において高次脳機能障害者の支援が円滑に実施されるよう、相談支援体制連絡調整委員会を設置し、支援拠点機関における高次脳機能障害者への支援・相談を実施するとともに、支援ネットワークの構築を進めます。

【障害保健支援課】

イ 教育現場における支援、相談体制の充実等

(ア) 児童相談所職員の専門性の強化及び市町村の相談体制の充実

子どもに関する相談支援を適切に対応できるよう、児童相談所職員の専門性の強化を図ります。また、市町村による児童家庭相談対応への支援や市町村間の連絡調整、情報提供等の援助を行うなど、市町村の相談体制の充実を図ります。

夜間・休日の電話相談員を配置し、24時間365日の相談対応を行います。（再掲）

【児童家庭課】

(イ) 学校及び児童相談所等の連携の充実

全市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、学校や市町村教育委員会、児童相談所等との連携強化及び情報共有に努めます。

【人権教育・児童生徒課】

(ウ) 心の教育センター（再掲）

犯罪被害者等を含む児童生徒からの相談等を、来所相談や出張相談、電話、メール、LINE（高校生対象）等の相談で、適切に対応します。また、県内全児童生徒を対象に、電話相談カードや、相談チラシを配布し、相談窓口の周知に努めるとともに、教員等への教育相談研修を実施し、相談対応能力の向上を図ります。

教育相談関係機関連絡協議を開催し、支援を必要とする児童生徒への

対応等について情報の共有をします。

【心の教育センター】

(エ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充

(再掲)

犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者への心理面や福祉面の適切な支援を行うために、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等を拡充し、学校における相談体制の充実に努めます。さらに、教職員と専門スタッフや関係機関との連携強化に努め、支援の充実を図ります。

【人権教育・児童生徒課】

ウ 警察による支援及び情報提供等

(ア) 被害少年が受けける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

少年補導職員、被害少年カウンセリングアドバイザー等による支援を継続的に実施します。

【警察】

(イ) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実等 (再掲)

公認心理師資格を有する警察職員に対し、専門的な研修を実施し、その技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用して犯罪被害者へのカウンセリングを実施するとともに、精神科医等による診察に係る医療費の公費負担制度を適切に運用し、犯罪被害者等のニーズに応じたカウンセリングの実施に努めます。

【警察】

(ウ) 地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進

犯罪被害者等の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進します。

【警察】

(エ) 女性警察官の配置

性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、性犯罪捜査専科の実施等により、担当職員の実務能力の向上を図ります。

また、性犯罪被害者の身体からの証拠採取の際には女性警察官の活用を図るほか、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体との連携強化に努め、性犯罪被害者的心情に配慮した対応を強化します。

【警察】

(オ) 被害児童からの事情聴取における配慮

被害児童からの聴取に当たっては、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が協議し、代表者による聴取を積極的に検討するほか、聴取の場所、回数、方法等を考慮するなど、被害児童に配慮した取組を進めます。

【警察】

(カ) 犯罪被害者等のための施設の改善

犯罪被害者専用の事情聴取室や被害者支援用車両を活用するほか、犯罪被害者等的心情に配慮した環境を整備します。

【警察】

(5) 安全の確保（第14条）

○現状と課題

犯罪被害者等は、被害後も同じ加害者から再び危害を加えられるのではないかという恐怖や不安を抱くことがあり、再被害の未然防止対策により、被害者の安全の確保と精神的な負担の軽減を図る必要があります。また、児童虐待、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案のように、特定の者に対して繰り返し行われ、次第にエスカレートして身体等に対して危害が及ぶおそれがあるものについても、これを未然に防ぎ、被害者の安全を確保する必要があります。

○施策の方向性

被害者が再び加害者から危害を加えられることがないよう、一時保護、施設への入所による保護、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等、必要な支援を実施します。

ア 安全の確保

(ア) 保護施設における一時保護（再掲）

被害者の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時（夜間・休日を含む）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。さらに、一時保護入所者に対しては、関係機関等と連携を図り、支援の充実に努めています。

【県民生活・男女共同参画課】

(イ) 児童相談所における一時保護

児童の安全確保のため、児童相談所等において一時保護を実施します。

【児童家庭課】

イ 児童虐待の防止・早期発見のための体制整備等

(ア) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

児童虐待に関する研修や児童虐待対応マニュアルの活用等により、職員の知識向上を図るなどして、事案の早期発見に努めるとともに、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待の未然防止に努めます。

【警察】

(イ) 子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止

検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と連携し、子供を対象とする暴力的性犯罪の前歴を有する者の再犯の防止に努めます。

【警察】

ウ 警察における再被害防止措置の推進

「再被害防止要綱」に基づき、同じ加害者に再び危害を加えられるおそれのある被害者を再被害防止対象者に指定し、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と密接に連携しながら、必要な再被害防止措置を講じます。

【警察】

エ 警察における保護対策の推進

暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。

【警察】

オ 犯罪被害者等に関する情報の保護

犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由、国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報を提供するよう努めます。

【警察】

カ ストーカー事案への適切な対応

ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者の一時避難等の支援、被害者情報の保護、被害者に対する情報提供、ストーカー被害予防のための教育、加害者に関する取組等を推進し、被害者の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応に努めます。

【警察】

(6) 居住の安定（第15条）

○現状と課題

犯罪被害者等は、自宅が事件現場で居住が困難となる場合、加害者に自宅を知られている場合、配偶者等からの暴力により自宅以外に居住場所を確保する必要がある場合など、様々な要因により引っ越しを余儀なくされる場合があります。

しかしながら、このような場合、多額の治療費の負担などにより、経済的余裕がないことに加え、精神的被害など、犯罪被害者等が自ら新たな居住先を探し求めることが困難となることも少なくありません。

犯罪等により自宅に居住することが困難となってしまった犯罪被害者等に対して、安定した住居の提供が必要とされています。

○施策の方向性

犯罪被害者等が、犯罪等の被害により自宅に居住することが困難となった場合において、犯罪被害者等のニーズに沿った的確な情報の提供や新たな居住先を円滑に確保するための支援を行います。

ア 居住の確保

(ア) 保護施設における一時保護（再掲）

被害に遭われた方々の安全の確保や心理的なカウンセリングを十分に行うとともに、緊急時（夜間・休日を含む）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。さらに、一時保護入所者に対しては、関係機関等と連携を図り、支援の充実に努めています。

【県民生活・男女共同参画課】

(イ) 職員住宅の目的外使用

犯罪被害者等が、緊急に避難する必要があると認められる場合には、一時的に職員住宅の使用を許可し、避難用建物として提供します。

【県民生活・男女共同参画課】

(ウ) 県営住宅の優先入居

県営住宅の公募抽選における優先的選考等により、犯罪被害者等の居住の安定に努めます。また、犯罪被害者等に対する市町村の公営住宅に

おける優先入居等の取組の推進を図ります。

【住宅課】

(エ) 民間賃貸住宅に関する情報提供

高知県居住支援協議会の活動に参加し、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度など住宅セーフティネット制度に関する情報の提供を行います。

【住宅課】

(オ) 被害直後及び中期的な居住場所の確保（再掲）

自宅が犯罪行為の現場となった場合等に利用できる緊急避難場所公費負担制度やハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度について、積極的な運用に努めます。

【警察】

(カ) 転居費用の補助（再掲）

犯罪等の被害により、自宅に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等が、新たな住居へ転居するための転居費用を補助します。

【県民生活・男女共同参画課】

(7) 雇用の安定等（第16条）

○現状と課題

犯罪被害者等は、裁判への出廷や被害者の看護のために職場を欠勤しがちになったり、被害による後遺症等のために従前と同様の労務が提供できなくなったりするなど、犯罪等が犯罪被害者等の職業生活に影響を及ぼす場合があります。また、このような場合において、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者の理解が足らず、犯罪被害者等がその職場で引き続き働き続けることが困難となる事態もあり、犯罪被害者等の雇用の安定のための支援が必要となっています。

○施策の方向性

犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の置かれた状況に対する事業者の理解の促進や、犯罪被害者等のニーズに沿った的確な情報の提供を実施します。

ア 事業主等の理解の増進等

（ア）事業主等の理解の増進

高知労働局と連携して被害回復のための休暇制度等の周知・啓発に努めます。また、犯罪被害者等が置かれている状況等について事業者等の理解が深まるよう啓発を行うとともに、犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱い（二次被害）がないよう配慮を要請し、犯罪被害者等の雇用の安定を図ります。

【雇用労働政策課、県民生活男女共同参画課】

（イ）労働相談対応と制度の周知

労働委員会・高知労働局において、労働者と事業主との間で生じた労働問題に関し相談に応じるとともに、適切な解決手段や相談機関の紹介をします。そのため、労働者、事業者双方からの労働相談に対応できるように相談員に対して研修等を実施します。また、高知労働局の総合労働相談コーナーの広報啓発・周知に努めます。

【雇用労働政策課】

イ 雇用の安定

(ア) 就業を希望する女性に対する支援

一人ひとりの状況や適正、経歴などに応じたキャリア・コンサルティング、職業訓練などのスキルアップの機会への誘導、幅広い求人情報を通じた職業紹介など、犯罪被害者等の事情に配慮しながら、安定した就労に向け、より一層きめ細かな支援を行います。

【県民生活・男女共同参画課】

(イ) ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援サービスの提供

就業相談や求人情報を提供するとともに、就業のための各種資格や技能を取得する制度の案内なども行います。また手当や助成金、子どもの学費等に対する貸付制度など、ひとり親家庭に対する公的支援制度の案内や役所等で様々な手続を行うに当たっての同行支援等も行います。

【児童家庭課】

(ウ) 職業訓練の実施

新規学卒者や再就職を希望する方に対し、県立高等技術学校等で実施する職業訓練を活用した支援を行います。

【雇用労働政策課】

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

(1) 県民の理解の増進（第17条）

○現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、近隣住民等の周囲の人々の言動や、報道機関による過剰な取材・報道により、名誉や生活の平穏を害されるといった二次被害により、更に精神的なダメージを受け、立ち直りが遅れる場合があります。

犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害する事がないよう十分配慮とともに、犯罪被害者等が置かれている状況等について県民の理解を深めることが必要とされています。

○施策の方向性

教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性等について県民の理解を深めるための施策を実施します。

ア 犯罪被害者等支援施策に関する広報の実施

(ア) 県民の理解の増進

広報誌やホームページ等様々な県の広報媒体のほか、テレビやラジオ等の各種広報媒体を活用し、犯罪被害者等支援施策に関する広報の充実に努めます。

【県民生活・男女共同参画課】

高知労働局と連携して被害回復のための休暇制度等の周知・啓発に努めます。また、犯罪被害者等が置かれている状況等について事業者等の理解が深まるよう啓発を行うとともに、犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱い（二次被害）がないよう配慮を要請し、犯罪被害者等の雇用の安定を図ります。（再掲）

【雇用労働政策課、県民生活・男女共同参画課】

人権施策基本方針に基づく犯罪被害者等の人権問題について、参考図書、啓発リーフレット等の活用・配布を通じた周知・啓発や研修等を行います。

【人権課、県民生活・男女共同参画課】

関係機関や民間支援団体と連携の上、犯罪被害者等の置かれた状況や

それを踏まえた支援施策等を様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーンや講演会等の広報啓発活動を推進します。

【警察】

(イ) 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解の増進

交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し、交通安全講習会等で配布したり、交通安全の集い等において交通事故被害者等による講演を実施します。

運転者等に対する各種講習において、交通事故被害者等の手記や交通事故に関する様々なデータ等を活用し、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等について県民の理解の増進に努めます。

【警察】

イ 犯罪被害者週間等の集中した広報・啓発事業

(ア) 犯罪被害者等施策に関する集中的な広報啓発事業の実施

「児童虐待防止推進月間（11月）」を中心に、官民協働で広く県民に児童虐待防止を啓発します。

【児童家庭課】

(イ) 「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業の実施

関係機関と連携し、「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」に合わせた広報啓発活動を実施し、犯罪被害者等支援への理解の増進を図ります。

【警察】

ウ 教育現場における人権教育の実施

(ア) 学校における犯罪防止に向けた教育の推進

各学校における生命尊重や思いやり、規範意識などの心を育てる道徳教育を推進します。

【私学・大学支援課、小中学校課、特別支援教育課、
高等学校課、人権教育・児童生徒課】

学校訪問による助言・指導や研修会の開催等の人権教育指導を行い、私立学校における人権教育の推進に取り組みます。

【私学・大学支援課】

各特別支援学校では、道徳教育の重点目標として、他者の立場を尊重し、思いやりの気持ちや協調することの大切さを育むこととし、障害種別に応じた取組の充実に努めます。

【特別支援教育課】

(イ) 学校における犯罪被害者等の人権課題も含めた人権教育の推進

犯罪被害者等の人権課題も含めた人権学習の機会の提供及び人権教育主任を中心とした日常的な人権教育の推進を図ります。

【人権教育・児童生徒課】

(ウ) 中学生・高校生・大学生を対象とした講演会の実施等

教育委員会等と連携し、中学生・高校生を対象に「命の大切さを学ぶ教室」を開催することにより、犯罪被害者等への配慮・協力意識のかん養や次世代を担う若者の規範意識の向上に努めるとともに、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さないまちづくりに向けた気運の醸成を図ります。

【警察】

(エ) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進

様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者が置かれている状況等を広く周知し、県民の理解の促進に努めます。

【警察】

エ 個人情報に配慮した情報提供

(ア) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者等が特定されないよう工夫した上で、各種広報誌のほか、警察のホームページや携帯メール（あんしんFメール）等を利用し、身近な場所で多発している性犯罪やつきまとい、子供への声かけ、ひったく

りの発生状況等を発信します。

【警察】

オ 二次被害の防止の促進

(ア) 二次被害の防止に関する理解の促進

犯罪被害者等の二次被害の防止に関する意識の醸成を図るため、広報、啓発に取り組むとともに、犯罪被害者等の視点に立ち犯罪被害者等の人権等に配慮した報道がなされるよう、報道機関の取組を促進します。

【県民生活・男女共同参画課】

(イ) インターネット上の誹謗中傷等への対応

犯罪被害者等がインターネット上の誹謗中傷等、問題のある書き込みによって二次被害を受けた場合は、関係機関と連携し、事態の改善に向けた支援に努めます。

【県民生活・男女共同参画課】

(ウ) 二次被害を防止するための対応

犯罪被害者等の心情に配意した適切な報道対応を実施し、プライバシーの保護に努めます。また、自宅等への過剰な取材等に対しては、犯罪被害者等の意向を確認の上、管理者対策や自肅要請等必要な助言を行うとともに、関係機関と連携し、犯罪被害者等の要望に応じた対応を実施します。

【警察、県民生活・男女共同参画課】

(2) 人材の育成（第18条）

○現状と課題

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、その支援に従事する職員等が犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、配慮に欠けた言動や無理解による二次被害を生じさせないようにする必要があることから、職員向けの研修会を開催するなど、様々な取組を行っています。

しかしながら、今もなお、行政機関等の対応窓口で、犯罪被害者等に無理解な職員等から配慮に欠けた言動を受ける二次被害が生じています。

犯罪被害者等が置かれている状況や心情を理解した上で、その直面する様々な問題に対し、職員等が適切に対応できるよう、人材の育成を図ることが求められています。

○施策の方向性

県は、現状と課題を踏まえ、犯罪被害者等の支援に従事する職員等が、犯罪被害者等の心身の状況や置かれている状況等を理解し、犯罪被害者等が直面する様々な問題に対応できるよう、職員向け研修会の内容を一層充実させるなど、人材の育成や資質の向上を図ります。

ア 関係団体に対する研修の充実等

(ア) 市町村職員に対する研修

各市町村に設置されている総合的対応窓口の職員を対象に、窓口機能の強化を図ることを目的として研修を実施します。

【県民生活・男女共同参画課】

(イ) 性暴力被害者支援に関する研修

性犯罪、性暴力の被害に遭った被害者に早期に接触し、身体的被害の回復にあたるワンストップ支援の協力病院をはじめとする医療従事者及び支援者に対し、関係機関と連携し性暴力被害者支援に関する研修等を実施します。

【県民生活・男女共同参画課】

(ウ) 民間支援団体が行う人材養成研修に対する支援

犯罪被害者支援員養成講座等、犯罪被害者支援に関わる人材の育成について広報を実施し、研修等を周知していきます。

【県民生活・男女共同参画課】

(エ) 民生委員・児童委員に対する研修

地域における身近な相談者である民生委員・児童委員に対し、犯罪被害者等の人権に配慮した適切な対応が行われるよう、必要な研修を実施します。

【地域福祉政策課】

イ 職員等に対する研修の充実等

(ア) 高齢者虐待防止等のための研修の充実

高知県高齢者・障害者権利擁護センターを設置し、通報・相談体制の整備を進めます。

高齢者に対する虐待への対応力向上を目的に、高齢者福祉施設等職員や虐待対応窓口となる地域包括支援センター職員、市町村に対する研修の充実・強化に努めます。

【高齢者福祉課】

(イ) 障害者虐待防止等のための体制の充実

高知県高齢者・障害者権利擁護センターを設置し、通報・相談体制の整備を進めます。

障害福祉施設従事者や、市町村職員等を対象とした研修会の開催により、関係機関の意識啓発や資質向上を図ります。

【障害福祉課】

(ウ) 児童虐待防止等のための体制の充実

児童相談所や児童養護施設等の専門性の強化や体制の充実を図ります。

【児童家庭課】

(エ) 学校における犯罪被害者等の人権課題も含めた人権教育の推進

犯罪被害者等の人権課題も含めた人権学習の機会の提供及び人権教育主任を中心とした日常的な人権教育の推進を図ります。

【人権教育・児童生徒課】

ウ 指定被害者支援要員制度の活用

事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言等を行ったり、カウンセラー、弁護士会、民間被害者支援団体等を紹介するとともに、これらへの引継ぎを実施したりするなどの役割を果たす指定被害者支援要員

制度の積極的活用を図るとともに、指定被害者支援要員の知識・能力の向上を図るための研修の充実に努めます。

【警察】

エ 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

あらゆる機会を捉えて犯罪被害者等支援の意義、性犯罪被害者への支援要領、被害少年への支援要領、民間被害者支援団体との連携要領等に関する研修を行うとともに、犯罪被害者等の講演やロールプレイ方式による演習を組み込むなど、研修内容の充実を図り、二次被害の防止に努めます。また、犯罪被害者支援に携わる職員に対しては、組織的なストレスケアや研修等を実施し、代理受傷の未然防止に努めます。

【警察】

(3) 民間支援団体に対する支援（第19条）

○現状と課題

民間支援団体は、犯罪被害者等の様々な気持ちやニーズに即して、民間ならではのきめ細かい支援を行っており、犯罪被害者等の支援を進める上で大きな役割を果たしている。しかしながら、民間支援団体は善意の浄財やボランティアに支えられているため、財政面や人材面で困難を抱えており、将来にわたって安定した支援を行うには大きな課題を抱えています。

民間支援団体の支援活動の促進のために、運営に必要な財源確保や相談員、支援員等の確保・充実に向けた取り組みが必要となっています。

○施策の方向性

県は、犯罪被害者等支援の中核を担う民間支援団体が安定した支援活動を実施できるよう、その財源確保の取り組みや、相談員・支援員の公募や、支援員の研修等の取り組みに対して必要な支援を行います。

ア 民間支援団体に対する支援の充実

ワンストップ支援事業を支援し、性暴力被害者が安心して相談でき、必要な支援を迅速に受けることができるよう取り組むとともに、「性暴力被害者サポートセンターこうち」の人材育成・確保に関する事業等への支援を行います。

「こうち被害者支援センター」を犯罪被害者等支援の活動拠点と位置付け、支援のコーディネイトや相談体制の強化など、総合的な犯罪被害者支援に協働で取り組みます。

【県民生活・男女共同参画課】

こうち被害者支援センターへの財政的援助の充実に努めるとともに、同団体が行う養成講座や継続研修等への講師派遣等支援員の育成について必要な支援を行います。また、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等への援助を行う団体の意義・活動等について広報に努めます。

【警察】

参考資料

1 県内で受けられる主な給付制度・貸付制度

【ひとり親家庭自立支援事業費補助金】

●自立支援教育訓練給付金事業

児童扶養手当を受給しているか同程度の所得水準にある方を対象に、資格や技能を取得するため、認められた一定の講座等を受講される際、支払った受講料などの経費の一部を助成します。(受講料の 60%相当額。上限は講座等の種類に応じて 200,000 円又は 800,000 円、12,000 円以下は対象外)

雇用保険の教育訓練給付金の支給を受ける人も、上限の範囲内で費用の差額が支給されます。

●高等職業訓練促進給付金事業

児童扶養手当を受給しているか同程度の所得水準にある方を対象に、定められた資格を取得するために 1 年以上のカリキュラムを受講される場合、受講期間中の生活費や入学費などの経費の一部を助成します。

○対象資格（県内町村在住者の場合）：看護師（准看護師含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、美容師、理容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、栄養士、自動車整備士、臨床工学技士

○補助内容：生活費の補助（市町村民税非課税世帯：月額 100,000 円、市町村民税課税世帯 月額 70,500 円※修業期間の最後の 12 カ月は 4 万円加算）入学費の補助（市町村民税非課税世帯：月額 50,000 円市町村民税課税世帯月額 25,000 円）

【各市役所（市在住の方）、県福祉保健所（町村在住の方）】

【公益財団法人犯罪被害救援基金】

●犯罪被害者遺児等に対する学資の給与など救援事業

	給与月額	一時金
小学生	10000 円	80000 円
中学生	12000 円	50,000 円
高校生 国公立	17000 円	50000 円
私立	25000 円	50,000 円
大学生 国公立	30000 円	200,000 円
私立	35000 円	200,000 円

【公益財団法人犯罪被害救援基金】

【高知県災害遺児修学支援事業】

交通事故または自死その他の災害により両親または父母のいずれかを失い遺児となつた高校生に対し、高知県社会福祉協議会から奨学金を贈り、勉学の手助けをします。（対象世帯の所得が所得基準を上回る場合は支給の対象となりません）

○支給額 月額 10,000 円（平成 31 年 4 月現在）

○支給期間 高校在学中（留年した場合は支給できません）

【高知県社会福祉協議会福祉資金課】

【犯罪被害給付制度】

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病を負つたり、後遺障害が残った犯罪被害者に対して、加害者から十分な損害賠償を受けることができなかつた場合において国が給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

給付金は一時金として支給されるもので、次の 3 種類があります。

- ・遺族給付金
- ・重傷病給付金
- ・障害給付金

【高知県警察本部県民支援相談課被害者支援室】

【児童扶養手当】

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

○支給要件

日本国内に住所があつて、次のいずれかに該当する児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者、又は 20 歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）を監護している母、又は監護しつつ生計を同じくしている父、若しくは父母に代わつて児童を養育している人が児童扶養手当を受けることができます。

受給者及び扶養義務を有する方について所得制限あり。

【市町村役場】

【児童手当】

中学校修了（15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日）前までの間にある児

童を養育をしている方に支給されます。

【市町村役場】

【特別児童扶養手当】

この制度は、精神、知的または身体障害等（内部障害も含む）で政令に定める程度以上の障害にある 20 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給するものです。

○手当を受けられる対象者：日本国内に住所があり、精神、知的または身体障害等にある児童を看護している父、または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している人が、特別児童扶養手当を受けることができます。

月額：特別児童扶養手当等級 1 級：52,500 円 2 級：34,970 円

※支給の制限

- ・児童が児童福祉施設などに入所しているとき
- ・児童が障害を理由として構成年金などの公的年金を受けることができるとき
- ・所得制限あり

【高知県地域福祉部 障害福祉課 障害児支援担当】

【障害児福祉手当】

精神（知的を含む）又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の方に支給される手当です。

月額：14,790 円

手当額

※支給の制限

- ・児童福祉施設などに入所している場合
- ・障害を事由とする年金を受給している場合
- ・受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合

【高知県地域福祉部 障害福祉課 障害児支援担当】

【高知県重度心身障害児療育手当】

精神（知的を含む）又は身体に重度の障害のある 18 歳未満の児童を自宅で養育している保護者に支給される高知県独自の手当です。

対象者の障害程度

- ・特別児童扶養手当 1 級相当の障害がある人

月額：7,300 円

※支給の制限

- ・障害児福祉手当の受給資格者（支給が停止されているものを除く）
- ・児童福祉施設等に入所している場合（特別支援学校の寄宿舎などは含まれません）
- ・所得による制限なし

【高知県地域福祉部 障害福祉課 障害児支援担当】

【特別障害者手当】

精神（知的を含む）又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給される手当です。

月額：27,200円

※支給の制限

- ・障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの施設に入所している場合
- ・病院、診療所に3か月を超えて入院している場合
- ・受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合

【高知県地域福祉部 障害福祉課 障害児支援担当】

●日本学生支援機構奨学金（給付型・貸与型）

経済的理由で高等専門学校、短期大学、大学（学部）、大学院、専修学校（専門課程）に修学することが困難な優れた学生・生徒に学資の給付を行っています。

【在学する学校または大学】

【高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金】

よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげてもらうため、児童扶養手当の支給を受けているか同程度の所得であるひとり親家庭の親及び児童を対象に、高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を修了した時や合格した時に受講費用の一部を支給します。

受講終了時：受講費用の20%（上限100,000円、4,000円以下は対象外）

試験全科目合格時：受講費用の40%（受講修了日から起算して2年以内）

※最大、受講費用の60%（上限150,000円）

【各市役所（市在住の方）、県福祉保健所（町村在住の方）】

【ひとり親家庭医療費助成】

所得税非課税世帯の母子家庭の母、父子家庭の父及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童等の医療費の自己負担分を助成しています。令和元年7月分以降の受給者証から、未婚のひとり親の方についてみなし寡婦(夫)控除適用を始めます。

【市町村役場】

【遺族年金】

国民年金又は厚生年金保険の被保険者や受給権者が死亡した場合、その人に生計維持されていた一定の遺族が受けられるものです。例えば、夫が死亡した時、その夫によって生計を支えられていた妻や18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある児童（障害等級の一級又は二級の障害を有する場合は20歳未満の児童）に年金が支給されます。なお、平成26年4月から、児童のある夫についても、年金が支給される場合があります。

【市町村役場】

貸付制度

【高知県社会福祉協議会】

(貸付の所得要件) 所得額(月額平均)一定基準以下の世帯が対象です。

(貸付対象世帯)

- 低所得世帯：世帯の所得が少なく、自立のための必要な資金の貸付けを他から受けることが困難である世帯
- 高齢者世帯：65歳以上の高齢者のいる世帯
- 障害者世帯：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のいる世帯

(貸付対象とならない場合)

- 暴力団員の属する世帯
- 他法、他制度（日本学生支援機構、母子・父子・寡婦福祉資金、その他公的資金の借り入れ等）の利用が出来る世帯
- 既に生活福祉資金等を借り入れて、滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人
- 破産手続き中又は個人再生手続き中の方など

《総合支援資金》※原則連帯保証人を必要としますが、ない場合でも貸付出来ます

連帯保証人あり・・無利子 連帯保証人なし・・年 1.5%

○生活支援費：生活再建までの間に必要な生活費用

2人以上…月 20万円以内、単身…月 15万円以内

原則 3か月以内最長 12か月まで 延長可 6か月以内 10年以内

○住居入居費：敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

40万円以内、6か月以内

※生活支援費と併せて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日から 6か月以上 10年以内

○一時生活再建費：生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことのが困難である費用

60万円以内、6か月以内

※生活支援費と併せて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日から 6か月以内 10年以内

《教育支援金》

低所得世帯に対し、学校教育法に規定する高等学校（特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程等を含む）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む。）又は高等専門学校に就学若しくは入学に際して必要な経費として貸付ける資金

日本学生支援機構の奨学金、他の教育資金が利用可能な場合はこれらを優先して活用すること。

※他の公的資金・・母子・父子・寡婦福祉資金、介護福祉士修学資金、保育士修学資金

○教育支援費：授業料、学校納入費用、交通費等就学するのに必要な経費

高校：月 3.5万円以内 高専：月 6万円以内 短大：月 6万円以内

大学：月 6.5万円以内

※学費が不足する場合は貸付限度額の 1.5 倍まで貸付けできる

卒業後 6か月以内、20年以内、無利子 連帯保証人不要

（ただし生計中心者が連帯借受人として必要）

○就学支度費：入学金等で入学時に納入する経費、制服、靴等で学校の指定により入学時に一括して購入するものなど入学に際し必要な経費

50万円以内、卒業後 6か月以内 20年以内 連帯保証人不要無利子不要

(ただし生計中心者が連帯借受人として必要)

《福祉資金》

○緊急小口資金：低所得世帯が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の少額の費用を貸し付ける資金

10万円以内、2か月以内、12か月以内、無利子、連帯保証人不要

〈留意事項〉

生活保護受給中の方や、慢性的に生活費が不足している場合は貸付できません。原則として、生活困窮者自立支援制度の支援をうけていること（生活保護支給までのつなぎ資金を除く）

- ア 医療費又は介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき
- イ 火災等被災によって生活費が必要なとき
- ウ 年金、保険、公的給付金等の支給開始までに生活費が必要とき
- エ 会社からの解雇、休業等の収入源のため生活費が必要なとき
- オ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- カ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- キ 関係機関等からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
- ク 給与等の盜難によって生活費が必要なとき
- ケ その他、やむを得ない事由があつて緊急性、必要性が高いと認められるとき

○福祉費：日常生活を送る上で、又は自立生活を送るために一時的に必要と見込まれる経費を貸し付ける資金

最終貸付日から6か月以内、保証人あり・・・無利子 保証人なし・・・年 1.5%

※原則必要（ただし連帯保証人なしでも貸付できます）"

○生業費 460万円 20年以内

○技能習得費 技能習得の期間

6か月程度 130万円、1年程度 220万円、2年程度 400万円、3年程度 580万円
8年以内

○住宅の増改築 250万円 7年以内

○福祉用具購入費 170万円 8年以内

○障害者用自動車購入費 250万円 8年以内

○中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納 513.6万円 10年以内

○療養費

療養期間が1年を超ない時は 170万円

1年を超える1年6か月以内で世帯の自立に必要なときは230万円 5年以内

○障害者サービス費 介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円

1年を超える1年6か月以内で世帯の自立に必要なときは230万円 5年以内

○災害を受けたことによる臨時費 150万円 7年以内

○冠婚葬祭費 50万円 3年以内

○住宅の移転費、給排水設置費 50万円 3年以内

○就職、技能習得の支度費 50万円 3年以内

○その他日常生活上一時的に必要な経費 50万円 3年以内

《不動産担保型生活資金》

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯又は要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金

○不動産担保型生活資金

低所得の高齢者世帯で土地の評価額1000万円以上であること

土地評価額の7割以内、月30万円以内、年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率（保証人推定相続人から1人）

○要保護世帯向け不動産担保型

生活資金

要保護の高齢者世帯で居住用不動産評価額が500万円以上であること

居住用不動産評価額の7割以内、年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率

（連帯保証人不要）

【市町村社会福祉協議会】

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

●高知県高等学校等奨学金

高等学校（特別支援学級の高等部を含む）、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学する生徒で、保護者が県内に居住する方のうち、経済的理由により修学が困難な方に奨学金の貸与を行っています。ただし、母子・父子・寡婦福祉資金との併用はできません。（無利子）

【県教育委員会高等学校課】

●土佐育英協会（公益財団法人）

高知県内に住所を有する者の子弟を対象に奨学金の貸与 (無利子)

【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業】

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格を目指す方を支援する貸付制度です。また、貸付を受けた方が、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、5年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除されます。

①入学準備金：500,00円以内（養成機関への入学時）

②就職準備金：200,000円以内（養成機関を修了し、かつ、資格を取得した時）

※無利子（保証人がいない場合は年1.0%）

【高知県社会福祉協議会】

【その他の貸付制度】

●高知県看護師等養成奨学金制度

看護師・准看護師養成施設に在学中で将来、県内の指定医療機関等や訪問看護ステーションで勤務する意思のある方を対象に奨学金の貸与を行っています。この奨学金は、高知県内の指定医療機関等又は訪問看護ステーションで、奨学金を受けた期間の1.5倍の期間、看護師・准看護師として従事することで、奨学金の返済が免除されます。

※ 高知市、南国市、土佐市、旧伊野町を除く高知県内にある病院、診療所、介護医療院、介護老人保健施設が指定医療機関等です。
訪問看護ステーションは県内全域が対象です。

【高知県健康政策部医療政策課】

●高知県助産師緊急対策奨学金

助産師養成施設に在学中で将来、県内で分娩を取り扱っている医療機関で勤務する意思のある方を対象に奨学金の貸与を行っています。

この奨学金は高知県内の医療機関で、一定の期間、助産師として従事することで、奨学金の返済が免除されます。

○貸付金額：県内の養成施設：月額 10 万円、県外の養成施設：月額 15 万円

【高知県健康政策部医療政策課】

●高知県医師養成奨学貸付金

高知県では、将来医師を目指している方に対して奨学金の貸付を行っています。この奨学金は、高知県内の指定医療機関等で貸付けを受けた期間の 1.5 倍の期間、医師の業務に従事することで、奨学金の返済が免除されます。

○奨学金貸付金額：月額 150,000 円 80,000 円（特定科目加算）

【高知県健康政策部医療政策課】

●介護福祉士等修学資金貸付制度

介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に在学し、資格取得を目指す方を対象に、学費相当分（上限月額 5 万円）、入学準備金・就職準備金（各最大 20 万円）などの資金の貸与を行っています。

【高知県社会福祉協議会】

●保育士修学資金貸付制度

保育士養成施設に在学し、保育士の資格取得を目指す学生の方で、卒業後、高知県内保育所等で就労する意思のある方に対し修学資金（月額 5 万円以内）、入学準備金・就職準備金（各 20 万円以内）の貸付を無利子で行っています

【高知県社会福祉協議会】

条例等

○高知県犯罪被害者等支援条例

(令和 2 年 3 月 27 日条例第 3 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者、市町村及び民間支援団体の責務及び役割等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹(ひ)謗(ぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等の支援をすることを主たる目的とする民間の団体をいう。
- (5) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるようにするための支援をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等

が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応するとともに、二次被害が生ずることのないよう十分配慮すること。

(3) 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等が被害を受けた直後から必要な支援が途切れることなく提供されること。

(4) 国、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関するものによる相互の連携及び協力の下、犯罪被害者等を支えることにより誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を促進すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、県民、事業者、市町村及び民間支援団体との役割分担を踏まえ、相互に有機的に機能することができるよう主体的に働き掛けて、その調整を行い、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、地域の実情に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等の支援において市町村が果たす役割に鑑み、市町村が犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、及びその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び

- 犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、国、県及び民間支援団体等との役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮し、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第 8 条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の支援を行うに当たっては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(個人情報の適正な管理)

第 9 条 県、事業者、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関するものは、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第 2 章 基本的施策

(相談窓口の設置、情報の提供等)

第 10 条 県は、犯罪被害者等の支援のための相談窓口を設置して、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じるとともに、必要な助言、情報の提供、関係機関等への働き掛け、支援の調整等を行い、犯罪被害者等の援助に理解のある専門職を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第 11 条 県は、犯罪等又は二次被害に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第 12 条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に安心して日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第 13 条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス、学校における支援等が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 14 条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 15 条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅(高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成 9 年高知県条例第 3 号)第 2 条第 1 号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第 16 条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるための必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第 17 条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穀への配慮の重要性、犯罪被害者等の支援の必要性等について県民の理解を深め、二次被害の防止等を図るための広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第 18 条 県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等からの相談の業務、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援に従事する人材を養成するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第 19 条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 3 章 推進の体制等

(連携体制の整備)

第 20 条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に關係するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

(支援に関する指針)

第 21 条 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針(以下「指針」という。)を定めるものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、次条に規定する高知県犯罪被害者等支援推進会議の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、指針の変更について準用する。

6 県は、指針に基づく施策の実施状況について、適宜公表するものとする。

(高知県犯罪被害者等支援推進会議)

第 22 条 犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査審議させるため、高知県犯罪被害者等支援推進会議(以下この条において「推進会議」という。)を置く。

- 2 県は、指針に基づく施策の実施状況等を推進会議において検証し、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 推進会議は、犯罪被害者等の支援に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 推進会議は、委員 12 人以内で組織する。
- 5 委員は、学識経験者、民間支援団体又は関係団体の職員等のうちから知事が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 推進会議に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 10 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 11 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。
- 12 推進会議の庶務は、高知県文化生活スポーツ部において処理する。
- 13 前各項に規定するもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が

推進会議に諮って定める。

(財政上の措置)

第 23 条 県は、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。